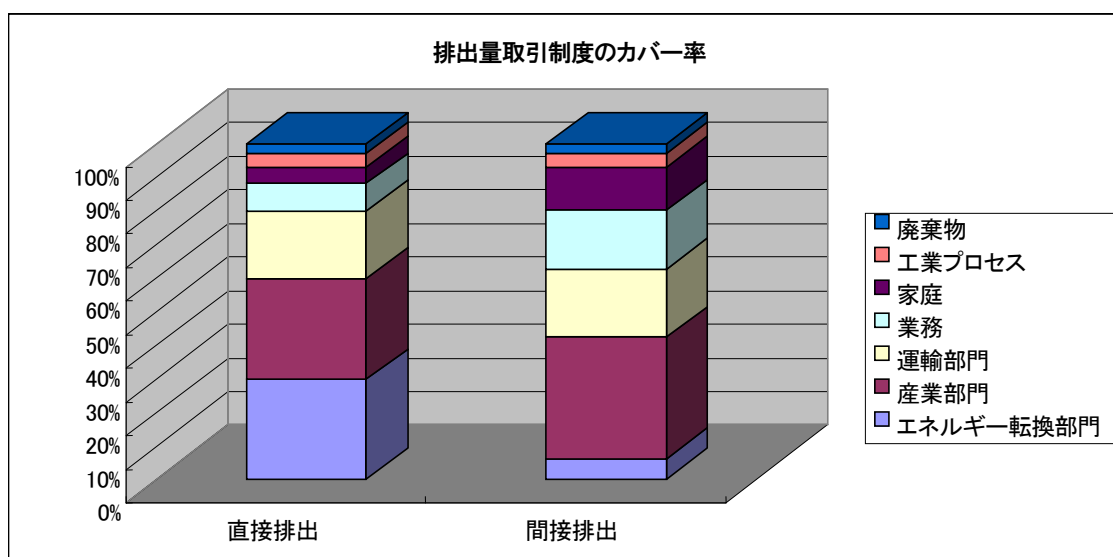


下流型国内排出量取引制度の導入提案

諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科)

筆者は、2007年にWWFジャパンと協力して、最大排出量を占める産業、工業プロセス、エネルギー転換部門に対する排出量取引制度の導入とともに、運輸、民生、中小企業を対象とする政策を合わせた、総合的なポリシー・ミックス提案を発表した。以下ではその内容の骨子を説明させて顶きたい。

本提案の主内容をなす排出量取引制度本体の制度設計提案に関しては、量的コントロールの確実性を重視して、大規模排出源に対するキャップ&トレード型の排出量取引制度を構想した。そのポイントをまとめておくと、まず排出量取引制度は化石燃料の下流段階で実施される。これは、それによって環境政策上の効果が最大限発揮されることを狙っているからだが、他方で、上流型に比べてそのカバー率が低くなってしまおうという問題点も伴っている。この提案によって直接的にカバーされるのは、全CO₂排出量のうちの64%になる。図3-3の左側の「直接排出」を表わす棒グラフのうち、「エネルギー転換」、「産業」、「運輸」の3部門が占める比率に相当する。したがって、我々の提案では、運輸、民生、中小企業に対する新たな政策手段の導入とセットになったポリシー・ミックスでカバー率を引き上げることが必要だと考えている。ただし、この排出量取引制度は「直接排出者」を対象とすることで、エネルギー転換部門での電力会社・熱供給者の排出量をその対象に含むことになる。したがって、運輸、民生、中小企業の電力および熱使用は、その限りで間接的にこの排出量取引制度によってカバーされることになる。



[出所] 諸富・鮎川(2007), p.47, 図 5-3.

温室効果ガス6ガスのうち、当面はCO₂のみを対象とし、産業、工業プロセス、エネルギー転換の3部門に対して、京都議定書目標達成計画上のCO₂排出削減目標を達成することを取引制度導入の当面の目的とする。既存排出源に対する排出枠の配分は、グランドファイナリング方式を用いて行われ、一部、オークション方式が併用される。新規参入企業に対しては排出枠を別途取り置き、ベンチマーク方式に基づいて無償配分することで対応する。バンキングとボローイングは取引制度の運用期間内ならば許容されるが、運用期間を超えての活用は認められない。また、罰則規定としては、実際の排出量に合致する保有排

出枠を期末に提出できない場合には、CO₂トン当たり市場価格の4~5倍の罰金が不遵守企業に対して課される。さらに、超過排出量に相当する排出枠を次期運用期間の初期配分からあらかじめ差し引くことにしておけば、遅れを伴ってはいるが、最大許容排出枠を維持することが可能になる。

表 最大許容排出枠の導出(1) [単位] 100万トン	
A. 京都議定書目標達成計画上の目標排出量(2010年)	
①エネルギー起源 CO ₂	1,056
②非エネルギー起源 CO ₂	70
③合計 [①+②]	1,126
B. 産業・エネルギー転換・工業プロセスに対する最大許容排出量	
C. 最大許容排出枠からの除外分	
④オークション取り置き分(5%)	35.5
⑤新規排出源用取り置き分 NER(5%)	35.5
⑥裾切り基準(考慮せず)	0
D. 最大許容排出量 [B - ④ - ⑤ - ⑥]	639

[出所] 諸富・鮎川(2007), p.57, 表 5-1.

排出量取引制度の運用にあたって留意しておくべき点はいくつかある。第1は、初期配分において最大許容排出枠の設定を厳格に行うことである。これが緩いものであれば、排出量取引制度によって量的コントロールを行う意味がなくなってしまう。第2に、当初はその限界を認識しつつもグランドファザリング方式を用いるが、徐々にオークション方式やベンチマーク方式の比率を高め、それらへの移行を図るべきである。第3に、ウィンドフォール・プロフィットの発生を予見し、あらかじめその予防措置を講じるべきである。

排出量取引制度で直接的にはカバーされない運輸、民生、中小企業に対しては、上述のように別の政策手段とのポリシー・ミックスで対応することにする。そのようなポリシー・ミックスには大きく分けて2つの選択肢がある。第1は、排出量取引制度と環境税を組み合わせることである。第2は、排出量取引制度とベースライン&クレジット型の排出量取引制度を組み合わせることである。しかし、運輸、民生、中小企業の各部門でベースライン&クレジット型の排出量取引制度を実施するには、2つの問題を解決しなければならない。まずベースラインをしっかりと引き、そこから追加的な排出削減が行われたことを検証し、認定することである。次に、これらの部門から生み出されるクレジットが二重計算されないようにしなければならない。そのために、最大許容排出枠の中からあらかじめベースライン&クレジット型排出量取引制度のための取り置きを確保することにする。こうすることで、ベースライン&クレジット型排出量取引制度はキャップ&トレード型の排出量取引制度本体と矛盾のない形で接続が可能になる。これに加えて、排出量取引制度とは接続しないが、「省エネルギー取引制度」や、トップランナー基準を活用した運輸部門における余剰排出枠の固定価格買取制度、建物総合環境性能評価システムに基づく建築物に対する規制、そしてラベリング制度の導入なども、当該部門に排出削減への動機付けを与える上で有効な手法だと考えられる。

[参考文献]

諸富徹・鮎川ゆりか『脱炭素社会と排出量取引』日本評論社, 2007年